

食の安全・安心財団意見交換会「食品表示を考える」意見要旨

平成 24 年 5 月 18 日

消費者庁食品表示一元化検討会委員

消費生活コンサルタント 森田満樹

食品表示は、消費者と事業者を情報でつなぐ役割をもち、両者がその情報を共有し、理解することでその役割を果たすことができるはずである。しかし、これまでの検討会の議論では、消費者側委員と事業者側委員間の相互理解がなかなか進まない。

事業者が実行できない制度を義務付けることは、事業者の不正を誘発し、結果的には消費者の不利益となる。消費者の権利は尊重されるべきであるが、その主張に合理性を欠く場合には、消費者と事業者の信頼関係は築けないと、一人の消費者として考える。

消費者庁に移行した新しい食品表示制度が、消費者と事業者の協働によって信頼を深めるものになるよう、新しい時代の消費者行政の政策になることを目指して、検討会において発言をしていきたい。

1. 「論点 1 食品表示の目的について」

- ① 現段階の「論点についての検討方向（たたき台案）」に、食品表示のもつ基本的な機能、すなわち「食品表示は、消費者が商品選択をするための重要な指標であり、事業者が消費者に適切な情報を提供する手段でもある」という大前提を加えて頂きたい。
- ② 消費者基本法には「消費者の権利」の尊重にとどまらず、基本理念である消費者の自立の支援等や、国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の努力義務等が記されている。しかし、現状のたたき台は「消費者の権利」のみに記述が偏っている。消費者基本法の総括的な理念もあわせて、たたき台に加えてもらいたい。それぞれのステークホルダーの理解によって、はじめて①の食品表示の機能を果たせる。
- ③ 「なぜ三つの法律を一元化するのか」という（経緯）説明、理由を、たたき台に加えてもらいたい。現行の食品表示の関連法は多岐にわたり、内容が重複したり、用語の定義の解釈が異なるものもある。本検討会では、現状における課題を逐一整理してまとめる時間はなかったが、現在の表示制度は消費者側と事業者側、監視・執行体制側からみてもわかりにくく、問題が多い点を指摘したうえで、一元化が必要とするスタート地点に立ち、検討会で議論を重ねたものである。

2. 「論点 4 加工食品の原料原産地表示について」

- ① たたき台では国際規格との整合性について、CODEX 一般規格の原産国表示について触れているが、既にわが国では輸入食品の原産国名表示は義務付けられている。今、問題としているのは加工食品の原料原産地表示についてであり、CODEX では加工食品には原料原産地を表示すべき項目でないとしている。

- ② 一方、わが国では輸入された加工食品について、原料原産地表示の表示義務は無い。このため消費者は輸入品の原産国名をもって、原料原産地名と誤認するケースもある。輸入加工食品の原料原産地表示を消費者は知ることはできない。国内食品のみに原料原産地表示の義務付けが今後拡大すれば、一部の食品製造現場の海外シフトが加速し、消費者が様々な観点から不利益を蒙ることに留まらず、国益をも損なう懸念がある。輸入加工食品との情報格差について、問題として提起したい。
- ③ 原料原産地表示の拡大については、これまでの閣議決定の経緯等を踏まえれば、「品質の差異」にとどまらず、消費者基本法の基本理念に則って新たな観点を加えることは理解できる。しかし「誤認しやすい商品」という観点について、地名＋名称（博多ラーメンなど）として表示される場合、その地名が原料原産地を想起させるのではなく、その地域の伝統的な製法を示す場合もある。既に検討が行われている国際的な地理的表示の保護制度、わが国における地域食品ブランド表示基準、地域団体商標制度、公正競争規約等の整合性の検討が求められる。その地名が消費者を誤認させるかどうかは、消費者それぞれの歴史的、文化的、風土的、社会的認識によって異なる。今後、追加する品目を個別に議論する中で、十分に留意されたい。

3. 「論点5 栄養成分表示について」

- ① たたき台で示されている「中小事業者等栄養表示が困難な事業者については義務表示から除外」することについては、実行可能性の面から現実性が乏しいと考えざるをえない。むしろ中小事業者でも取り組めるよう公的データベース等のインフラ整備を行ったうえで、義務化をすることを求める。計算値で誤差を認めるという前提であれば栄養表示の実行可能性は高く、国際的な整合性、健康志向のニーズの高まり、高カロリー・高塩食のリスク等も考えあわせて、表示の優先度は高い。
- ② 表示の対象とする栄養成分は、たたき台では5成分となっているが、①のように事業者の規模を勘案しないのであれば、2成分（エネルギー、食塩相当量）、または3成分（エネルギー、脂質、食塩相当量）から義務化をスタートしてはどうか。
- ③ 栄養成分表示の数値を表記することについて、特に計算値の場合は真の数値ではなく、誤差が大きいことを、利用する消費者側も理解しておかねばならない。栄養成分表示制度の義務化とあわせて、適切な消費者教育・栄養教育と周知が求められる。

4. 最終とりまとめにあたって

現在のたたき台では、5つの論点に集約されているが、検討会では他にも様々な問題提起を行っている。わかりやすい表示の定義は何か、景品表示法を一元化に含められないか、個別品質表示基準の見直しは可能か、監視・執行体制の一元化の観点も含めるべきではないかといった問題提起に加えて、現行の義務表示の見直しについて、アレルギー表示、遺伝子組換え食品表示、食品添加物表示等々についても、検討会では多くの意見が出た。これらは議論が不十分であり、引き続き検討課題としてプライオリティと考え方を整理することが必要である。